

### 第6回総会（臨時総会）のご案内

あおい地区まちづくり整備協議会 会員各位

あおい地区まちづくり整備協議会  
会長 小野 竹一

下記により協議会第6回総会（臨時総会）を開催しますので、ご参集願います。

記

日時 平成26年10月22日（水）午後7時～

場所 大曲市民センター

- 議題 1. あおい地区全体の組織体制とあおい一丁目地区自治会設立準備について
- 2. あおい地区まちづくり整備協議会規約の改正について
- 3. 個別に家を建てるゾーンの「街並みルール」一部変更について
- 4. 公共施設計画（公園・集会所）について
- 5. あおいペットクラブについて

### 家づくりの勉強会を開催します！

個別に家を建てる区画は、平成27年4月以降、3期に分けて引渡しが予定されています。その後、各世帯で家を建てることとなりますが、初めて家を建てる方も多く、また依頼先を迷っている方もいることから、工務店やハウスメーカーに、自社の特徴やセールスポイントをアピールしていただく「場」を企画しました。

建設会社をまだ決めていない方は、会社選びの参考に、既に決めた方も、新しい家づくりの参考にさせていただけるものと思います。ぜひこの機会をご活用下さい！

なお、会場での直接的な勧誘・セールスはありませので、安心してご参加下さい。

日時：平成26年11月9日（日）午後1時半～4時

場所：大曲市民センター

#### 【編集後記】

青森ねぶたの踊り手である「跳人（ハネト）」の皆さんは、文字通り、ねぶたの周りを跳ね回りますが、これには「災いを跳ねのける」という意味が込められているのだそうです。大交流会でも沢山跳ねてもらい、新しい町のスタートにふさわしいお祭りとなりました。（広報部会長 土門一枝）

皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。【集団移転に関する何でも相談窓口】開設中  
あおい地区まちづくり整備協議会

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦84番地 としまち研東松島事務所内（事務局：阿部久美子、青山秀明）

Tel：0225-98-5291 / fax：0225-98-5293 / E-mail：higashimatsushima@tmk-web.com

第19号 平成26年10月17日

## あおい地区 まちづくり通信

発行 あおい地区まちづくり整備協議会 広報部会

### 目次

- あおい地区大交流会開催！！・・・1面
- 公共施設の井戸端会議報告・・・2面
- 災害公営住宅第1期顔合わせ・・・2面
- 街並みルールの一部修正・・・3面
- ペットクラブ会則検討中・・・3面
- 第6回総会開催のご案内・・・4面
- 家づくりの勉強会を開催します・・・4面

### あおい地区大交流会～第1次入居お祝いねぶた祭り～開催！！

今年11月に入居が始まるあおい地区災害公営住宅第1期の入居を祝い、10月5日、まだ工事中のあおい地区の一部をお借りして、大交流会が開催されました。台風18号の接近が心配されましたが、なんとか天気ももってくれて、さわやかな秋空の下、総勢340名近くの方が集まりました。

阿部市長を始めとする来賓の方々にお祝いの言葉をいただいた後、マジシャン・カズの華やかなマジックショー、そして目玉の青森ねぶたの巡行です。

遠路、青森から来て下さったねぶたとねぶた太鼓、跳人（ハネト）の皆さんと一緒に、完成間近の47戸の前に新たに整備された道路を、ラッセラー、ラッセラーの掛け声とともにみんなで練り歩きました。

屋台を出店してくれたチーム東松山、まちんど、富士ゼロックスの皆さん、横須賀の新倉さん、ありがとうございました。協議会で準備したフランクフルト、みそおでんも、各200食が好評のうちに完売しました。



■青森ねぶたと一緒に集合写真

### 公共施設に関する井戸端会議を開催しました。

8月31日、あおい地区における公共施設、特に日常みんなで使う公園や集会所などについて話し合うため、井戸端会議が開催され、午前午後の2回をあわせて75名の方が参加しました。

井戸端会議では、最初に、4つの街区公園案、集会所の概略プラン、ごみ集積所の形状、公共施設の建設スケジュール等の説明があり、その後4つのグループに分かれて、どのような公園や集会所が望ましいか、維持管理の方法や費用負担はどうすればよいかなどについて意見交換しました。様々な観点からの意見が出されたので、公共施設計画検討部会で市と協議しながら出された意見を検討し、今後の計画づくりに生かしていきます。



① 8月31日(日) 午前10時～  
場 所：矢本運動公園仮設住宅東集会所  
参加者：43名



② 8月31日(日) 午後2時～  
場 所：グリーントウンやもと2仮設住宅あおぞら集会所  
参加者：32名

#### 話し合われた主なテーマ

##### 公園

- ・トイレ
- ・ゴミ箱、灰皿
- ・芝生、花壇、遊具
- ・ペットの入園
- ・清掃、草取り

##### 集会所

- ・お茶飲みスペース
- ・畳の部屋、授乳室
- ・喫煙ルール
- ・靴は脱ぐ?脱がない?
- ・管理人や鍵の管理

##### ごみ集積所

- ・水道
- ・ゴミ出しルール

##### 道路・緑化

- ・清掃、管理等

### 災害公営住宅第1期入居予定世帯の顔合わせ

あおい地区での先陣を切って入居が始まる災害公営住宅第1期では、全47戸の入居世帯が決定しています。

47世帯での新しいコミュニティが始まることから、入居後、安心した暮らしが直ぐ開始できるよう、そして自治会の設立にスムーズにつなげていけるよう、これまでに2回の顔合わせ会が行われました。

9月6日に開催された第1回顔合わせ会では、市建設課から災害公営住宅入居の流れの説明の後、協議会から、自治会設立に向けた検討状況や、班編成・ごみ集積所グループの説明があり、その後2班に分かれて自己紹介と懇親会が行われました。

10月12日には、入居説明会・下見会と合わせて第2回顔合わせ会が開催され、協

議会でこれまで検討してきた自治会の規約(案)や班長の輪番表、ごみ当番ルール等が説明されました。

協議会として、一丁目自治会設立後もしっかり支援をしていきたいと考えています。



■第2回顔合わせ会のようす(10月12日)

### 街並みルールの文章を一部修正します。

あおい地区では、落ち着いたある街並みと、人と人とのつながりが感じられる、気軽にあいさつを交わせるような明るいまちを目指して、部会やワークショップを通じて、家を建てる時にみんなですべきルールを検討してきました。その結果、第4回総会(今年3月15日開催)で、「個別に家を建てるための『街並みルール』」が承認されたところです。

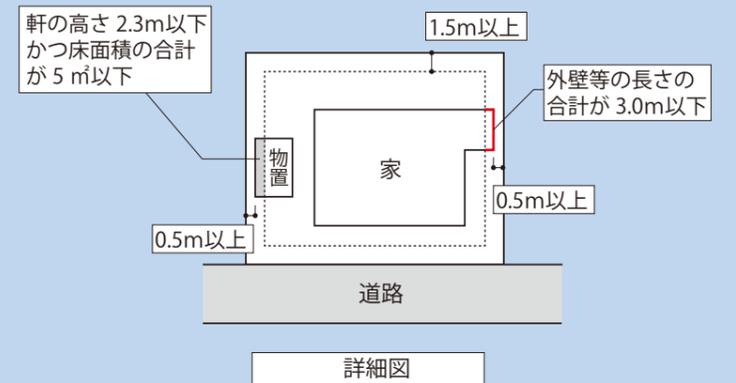
その後、会員の方々から具体的な問い合わせ等をいただく中で、明確にすべき箇所が出てきました。壁面の位置の制限のうち、壁の長さが3m以下の部分については、元々建築基準法の中でも緩和規定があり、街並みへの影響も小さいと考えられることから、建築基準法に合わせて、緩和を明記することにしました。なお、地区計画条例化に向けて最終調整中です。

#### (5) 壁面の位置の制限

道路や隣地から建築物の壁面を後退させることにより、道路や隣地への圧迫感をやわらげるとともに隣地居住者が互いのプライバシーを保護、良好な居住空間をつくることのできる。

■ 建築物の外壁面もしくはこれに代わる柱面は、道路境界線・隣地境界線・緑道の境界線・水路から1.5m以上離して建築する。敷地に隣接してごみ集積所が設置されている場合についても、6mの区画道路路端部から1.5m以上離して建築する。

なお、物置その他これに類する用途に供する部分で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下の場合、及び、柱構造で四周が解放された自動車車庫(庇の先端を基準とする)の場合はこの限りではないが、隣地境界から0.5m以上離して建築しなければならない。



下線部を追加

なお、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である場合、物置その他これに類する用途に供する部分で、軒の高さが2.3m以下、かつ、床面積の合計が5㎡以下の場合、及び、柱構造で四周が開放された自動車車庫(庇の先端を基準とする)の場合はこの限りではないが、隣地境界から0.5m以上離して建築しなければならない。

### ペットクラブ会則の検討を進めています。

協議会役員会で「あおいペットクラブ」を設置することとなり、事前準備の後、これまでに9月29日と10月8日の2回、あおいペットクラブ会議が開催されました。会議では活発な意見交換がされ、あおいペットクラブ会則(案)がまとまってきました。主な内容は、①ペットを飼育している世帯はすべてあおいペットクラブの会員と

なること、②ペット飼育の注意義務をしっかり守ってもらうこと、などです。

10月22日の第6回総会で会則案が承認され次第、あおいペットクラブが正式に発足します。

ちなみに第1期入居47世帯のうち、ペット飼育予定(希望を含む)は17世帯となっています。